

## 医療における控除対象外消費税の見直しを求める意見書

消費税においては、消費に負担を求める税としての性格から、課税の対象としてなじまないものや社会的配慮が必要なものについて、非課税取引が定められている。

社会保険診療報酬等についても、社会政策的配慮から非課税取引とされており、医薬品や医療機器などの仕入取引等に係る消費税は「控除対象外消費税」となり、仕入税額控除が適用されないものとされている。

一方、社会保険診療報酬には、仕入れに係る消費税額相当分が織り込まれているとはいえ、医療機器の購入や病院用建物の取得等の際に負担する消費税は多額であることから、医療機関においては、規模の大小に関わらず負担となっている。

こうしたことから、社会保険診療報酬等に対する消費税については、課税取引に改正し、ゼロ税率又は軽減税率にすべきとの意見もある。

国におかれては、今後、消費税を含めた税制の抜本改革が検討される見通しであるが、その際には、消費税の非課税取引のあり方についても、関係業界の意見を十分に踏まえ、適切な見直しをされるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年10月16日

徳島県議会議長 北 島 勝 也